

氏名(本籍)	すぎえたくま 杉江拓磨(東京都)			
学位の種類	博士(文学)			
学位記番号	博乙第2637号			
学位授与年月日	平成25年3月25日			
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当			
審査研究科	人文社会科学研究科			
学位論文題目	バビロニア歴史予言文書－文体的特徴と思想的背景－			
主査	筑波大学教授	Ph.D.	山田重郎	
副査	筑波大学教授	Ph.D.	池田潤	
副査	筑波大学准教授	Ph.D.	柴田大輔	
副査	東京大学教授	文学修士	市川裕	

論文の内容の要旨

本論文が「バビロニア歴史予言文書」と総称する5点の楔形文字アッカド語文書—『マルドゥク予言』、『シュルギ予言』、『予言文書A』、『ウルク予言』、『王朝予言』—は、過去の事件をこれから起こる事件であるかのように叙述する「事後予言」を含む特異な歴史文学文書である。粘土板上に記されたこれらの文書は、前12世紀から前4世紀の期間にメソポタミアの複数の都市で書かれた。本論文はこれらの文書を楔形文字粘土板写本原物に基づき校定し、個別の文書の成立と後代における受容と再解釈の諸相を論じた上で、形式・内容上の特徴を明らかにして、古代メソポタミアの宗教文化的、歴史哲学的脈絡の中に位置づけることを目的とする。論文は序章と終章を含め全7章からなる。

序章では、当該の5点の文書を扱った過去の研究を回顧し、批判的に検討することで、5点を一つの歴史文学的ジャンルとして一括することの正当性、ならびにそれらをいかなる用語を以て総称すべきかが論じられる。その結果、当該の5点の文書は、予言の形で実名を伏せながら王の挙動について語りつつ、実は既に現実となった事態を描く「事後予言」を含む点で、他の文書と区別されることを確認する。また、バビロニアで成立し、過去の回顧から語り始め、現在、未来へと続く歴史の流れを予言の形式で描くものであることから、「バビロニア歴史予言文書」という呼称を提案する。

第1章から第5章までの各章では、上述の5点の文書それぞれの楔形文字本文をラテン文字アルファベットに転記した翻字、日本語への翻訳、ならびに文献学的注釈が提示され、文書の文献学的特徴、歴史的言説の解釈、成立の背景、後代への伝播と受容の諸相が論じられる。

第1章「『マルドゥク予言』」は、アッシリアの前7世紀の写本から知られる『マルドゥク予言』を扱う。この文書は、バビロニアの最高神であるマルドゥクによる1人称の語りの体裁を取り、この神がヒッタイト、アッシリア、エラムへ渡り、バビロニアの首都バビロンへ戻る経緯について記す。この語りの背後には、マルドゥク神像が実際に上述の3国に持ち去られた事件があると考えられる。このうち最後のエラムからのマルドゥクの帰還が前12世紀のバビロニア王ネブカドネツアル1世によるエラム遠征を扱っているとみられることから、この文書はマルドゥク像をバビロンに奪回したネブカドネツアル1世を称賛するために書かれたと結論される。また、文書が前7世紀のアッシリアの写本から知られていることから、当時のアッシリア

王アッシュルバニパルがネブカドネツアル1世の再来として自らを正当化するために『マルドゥク予言』を利用しようとし、その関連でこの文書がアッシリアで写された可能性を検討する。

第2章『『シュルギ予言』』は、『マルドゥク予言』同様、前7世紀のアッシリア出土の粘土板から知られる『シュルギ予言』を扱う。この文書は前21世紀のウル第3王朝の王シュルギを語り手とし、バビロニアが周辺諸国に蹂躪される苦難の時代の後、再び平安を取り戻すことを予言する。そこに描かれるアッシリアによる干渉は、同国の王トゥクルティ・ニヌルタ1世（前13世紀）がバビロニアを征服したことを表すものと考えられ、この文書の作成意図は、アッシリアの軛からバビロニアを開放したアダド・シュマ・ウツルの闘争を支援することであったと結論する。

第3章『『予言文書A』』は、前8世紀のアッシリアの粘土板断片に残る『予言文書A』を扱う。次々と現れる王たちの治世について実名を伏せて語る叙述には、現実の出来事を想定していると思われる具体性が感じられるとし、前2千年紀末から前1千年紀初めのバビロニアの混迷した政情を描くものと想定する。

第4章『『ウルク予言』』では、バビロニア南部の都市ウルクから発見され、前5世紀頃に由来するとみられる粘土板断片上に残る『ウルク予言』が扱われる。この文書は、ウルクの女神がバビロンに連れ去られた後、ウルクに王が現れ、女神をバビロンからウルクに連れ戻すことを予言する。実際にバビロニア王ネブカドネツアル2世が前7～6世紀にウルクのイシュタル女神像を修復した事実が知られていることから、この文書はネブカドネツアルの王統を擁護するものとするのが従来の見方であった。しかし著者は、女神をウルクに戻す王が「ウルクの中に現れる」と明記されている事実を重視し、『ウルク予言』の真意は、ネブカドネツアル2世がイシュタル像をウルクに戻す前に、ウルクの有力者が神像を奪い返し、女神の加護の下バビロンの支配を脱すると宣言することであったという独自の見解を導き出す。さらに、前7～6世紀に成立したであろうこの文書が、はるか後のアケメネス朝ペルシア時代の考古学的脈絡から発見されたことは、ペルシア支配下でバビロンの影響力が弱まる中、ウルクで高まったバビロンへの対抗心がこの文書への関心を新たにすることを反映している、とする。

第5章『『王朝予言』』では、大英博物館に所蔵される出土地不明の粘土板に記された『王朝予言』が扱われる。この文書は相次ぐ王朝の交代を語っており、叙述の詳細から新アッシリア、新バビロニア、アケメネス朝ペルシアの各帝国の興亡を描いたものと推定される。従来の研究において難問とされてきたのは、アケメネス朝最後の王ダレイオス3世を表すとされる匿名の王が、史実に反してギリシア人（アレクサンドロス）の軍を破ると予言され、その後さらに後の王朝を扱う一節が続く点である。この問題に対して著者は、『王朝予言』は元来アケメネス朝末期にダレイオス3世がアレクサンドロスを撃退することを祈願して著された文書であったが、その望みが潰えた後、後継者戦争の時代に新たな憎むべきギリシア人アンティゴノス打倒の予言として再解釈されたと推測し、アンティゴノスからバビロニアの覇権を勝ち取ったセレウコス1世による新王朝樹立を祝福するために改作された文書であると結論する。

終章「総合的考察」では、第1章から第5章における個々の文書の分析を受けて、これら5点のバビロニア歴史予言文書全体に通底する特徴を分析する。その結果、文体、内容、著作目的において5点の文書に共通してみられる特徴に基づき、バビロニア歴史予言文書を次のように定義する。すなわち、バビロニア歴史予言文書とは、神あるいは神的人格を語り手とした事後予言の形式を用いることで読み手の信頼を得た上で、未来を予告しようとするものであり、結末では在世中の王ないし同時代の有力者による外敵の排除と祭儀の回復を予言する文書である、とする。そして具体的に想定された正しい人物に対する支持を読者に呼びかけることが著作の目的であり、文書成立後には、時代を経て、著者が想定した状況と異なる歴史的状況下で予言が再解釈され、予言の新たな「成就」が見出されたと結論付ける。

さらに、バビロニア歴史予言文書とト占、神託、歴史記述との文体上の相似を指摘したうえで、一連の文書群には、森羅万象の生起を司る神々の意志決定を過去に探り未来に予見しようとするメソポタミア知識人

の世界観に基づいた一連の歴史認識的企てが認められ、それゆえ、メソポタミア文化研究において個別に扱われてきたこれらの文書は、一つの共通の視野に収めて見直す必要があると主張する。

審査の結果の要旨

本論文は、「事後予言」を含む特異な歴史文学文書として、しばしばユダヤの黙示文学との近似性が指摘されてきた5点のメソポタミアの楔形文字アッカド語文書の包括的研究である。時代的にも前12世紀から前4世紀という長期間にわたり、内容的にも文献学的にも難解なこれらの5点の文書すべてを単独の研究者が楔形文字本文から独自に校定し、詳細な文献学的注釈をつけて論じた研究は国際学界においても前例がない。書誌学的詳細、本文の文法的問題、他ジャンルの文書との類似性などを検討する文献学的注釈は質が高く、文献研究者としての著者の力量を十分に証明している。文書中の歴史的情報の解釈や文書成立の歴史的背景についての説得的考察に加え、それぞれの文書が成立後に長期間記憶され、後代に写本が作成された歴史的・思想的背景を探り、文書の伝承と受容の諸相を明らかにしようとする試みは、これまでに類を見ない独創的なものである。状況証拠に基づいて提示された大胆な仮説の中には、十分な論証を伴わないという批判を招く可能性のあるものも含まれる。しかし、論証の限界を恐れずあえて深く分析と考察を進めたことで、「歴史予言文書」が、神の意志によって決定されると信じられた歴史の過去・現在・未来を一つの視野に収めて書かれ、それゆえ成立後の後代の新たな歴史的脈絡において再解釈され得たことを指摘した点は、本論文の優れた点として高く評価されるべきである。また、こうした分析とともに、歴史予兆、卜占、神託、編年記など異なるジャンルとみなされてきた諸文書が、実際には神による歴史支配というメソポタミアの世界観の諸相を共通して反映しているという認識を説得的に主張し得た点も、著者の視野の広さと分析の深さを示す点として評価される。

本論文は、当該分野の文献学的、宗教文化的、歴史哲学的研究として最新にして画期的な業績であり、その成果は学界に大きく貢献するものと認められる。

平成25年1月18日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究科論文審査等実施細則」第10条(1)に該当することから免除し、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

よって著者は博士(文学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。